

尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業実施要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による人的被害を防止するため、住宅内に耐震シェルターを設置する者に対して、予算の範囲内において補助することについては、尾道市補助金交付規則(昭和38年尾道市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。)であること。

イ 地階を除く階数が2以下であること。

ウ 国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外であること。

エ 第3号に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。

(2) 木造住宅耐震診断資格者 尾道市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱(平成20年5月30日制定)第4条第4項に規定する登録を受けた者をいう。

(3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」(国土交通省住宅局建築指導課監修・

財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。)に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて、木造住宅耐震診断資格者が行う木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(4) 耐震シェルター 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅内に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に安全な空間を確保することができると市長が認めるものをいう。

イ 住宅内に設置するベッドであって、当該住宅が倒壊した場合に一定の安全な空間を確保することができると市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 補助対象建築物（居住の実態を有するものに限る）の所有者、補助対象建築物に居住している者又は補助対象建築物の居住予定者（補助対象建築物に居住を予定している者で、第9条第1項の規定による実績報告をした時点において当該補助対象建築物の所有者であり、かつ、居住しているもの）

(2) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の滞納がない者

(3) 以前に同一事業の補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる事業は、対象建築物について実施する耐震シェルター設置工事（以下「設置工事」という。）とし、木造住宅耐震診断資格者が工事監理を行うもの、かつ、一階部分に設置するものとする。

2 補助金の額は、設置工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、12万5,000円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、設置工事を行おうとする前に尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に

申請しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類にあっては、申請者が、申請書に明示した当該事項に係る関係課が保管している個人情報を直接収集する旨に同意した場合は添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写しその他尾道市民であることが分かるもの
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者及び建築年月日が分かるもの
- (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等納税証明書
- (4) 付近見取図及び配置図を含む耐震シェルターの設置場所を明示した図面
- (5) 設置工事に要する費用の見積書又はその写し
- (6) 耐震診断結果報告書の写し
- (7) 所有者と居住者が同一でない場合においては、居住者の設置工事実施に係る同意書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付決定通知等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当と認めるときは、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（設置工事の着手）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項の補助金の交付決定がされた日以後に設置工事の施工に係る契約を行い、設置工事に着手しなければならない。

2 補助事業者は、工事に着手したときは、遅滞なく尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業着手届出書（別記様式第4号）に設置工事の施工に係る契約書の写しを添付して、市長に届け出なければならない。

(計画の変更、取りやめ又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業者は、第6条第2項の規定による補助金交付決定後において、設置工事の計画（以下「計画」という。）の変更、取りやめ又は廃止を行うときは、遅滞なく尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業（変更・取りやめ・廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、計画の変更、取りやめ又は廃止を認めたときは、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業（変更・取りやめ・廃止）承認通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により取りやめの承認をしたときは、第6条第2項の規定による当該事業の補助金の交付の決定は、その効力を失う。

(設置工事実績報告)

第9条 補助事業者は、設置工事が完了したときは、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設置工事に係る写真（設置工事の前後を確認することができるものに限る。）

(2) 設置工事に係る契約書の写し又は領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は設置工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の1月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該設置工事が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを、当該報告書に係る書類の審査及び現地調査等を行って確認しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第3項の規定による審査等の結果、実績報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業交付額確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

2 前項の規定は、当該事業について第10条の規定に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助事業決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、尾道市木造住宅耐震シェルター設置費補助金返還命令書（別記様式第11号）により補助金の返還を命じる。

（帳簿等の整備）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証票類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。